宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画グローバルアリーナ地区地区計画を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>グローバルアリーナ地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>宗像市吉留の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約４６．１ヘクタール</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>本地区は、宗像市の東端に位置しており、第２次宗像市都市計画マスタープランにおいて、「スポーツ・レクリエーション施設用地」として位置づけている。また、宗像市スポーツ推進計画においては、スポーツ観光による地域経済活性化を図るうえで中核拠点となる施設として本地区内のスポーツ施設を位置づけている。
そこで本計画は、既存のスポーツ施設を核としたスポーツ観光施設を計画的に誘導し、一体開発された施設の維持・保全を行うことで、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td>土地利用の方針</td><td>周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有するスポーツ観光施設の拠点を形成するため、自然環境と共生するスポーツ観光施設としての土地利用を誘導する。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度を定め、豊かな自然環境に囲まれたスポーツ観光施設としての良好な拠点の形成を図る。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td rowspan="5">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物に限り建築することができる。
１　体育館、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの
２　観覧場でその用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートルを超えないもの
３　物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものは除く。）又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が３，０００平方メートルを超えないもの
４　ホテル又は旅館その他これらに類するもの
５　公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律１２２号）第２条第６項第１号に該当する営業に係るものを除く。）
６　自動車車庫
７　前各号の建築物に附属するもの
８　市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの</td></tr>
<tr><td>建築物の容積率の最高限度</td><td>１０分の２０</td></tr>
<tr><td>建築物の建ぺい率の最高限度</td><td>１０分の６</td></tr>
<tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td>建築物の高さの最高限度は２０メートルとする。</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>建築物の形態・意匠、色彩等は景観計画（景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項に規定する景観計画）に基づいたものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td>用語の意義及び算定方法については建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び施行令の例による。</td></tr>
</table>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり